

平成26年9月11日（木）
愛知県健康福祉部保健医療局
生活衛生課食品衛生・監視グループ
担当 磯貝・池川
内線 3254・3255
(ダイヤルイン) 052-954-6249

フグが混入した疑いのあるアジについて

一宮市内のスーパーで販売された「真あじ・小」のパックにフグが混入していた可能性があることが判明し、販売者である株式会社魚喜が当該商品の自主回収をしている旨の連絡がありましたのでお知らせします。

1 製品の概要

商品名：真あじ・小（唐揚用）〈福井県産〉

消費期限：平成26年9月10日（水）

包装形態：合成樹脂トレーパック入り（1パック約160グラム）

本体価格：199円

販売店舗：うおき魚喜 いまいせてん今伊勢店（アオキスーパー今伊勢店内）

いちのみやしいまいせちょうほんかんべあざみなみしんでん
一宮市今伊勢町本神戸字南新田1-1

販売日：平成26年9月8日（月）

販売数量：24パック完売（内2パックは購入者から回収）

お問い合わせ先：

消費者：株式会社魚喜今伊勢店

0586-28-7080

午前9時から午後8時まで

2 本件が判明した経緯

9月11日（木）午後5時35分頃、株式会社魚喜今伊勢店の担当者から一宮保健所に次のとおり報告があった。

・9月8日（月）に「真あじ・小（唐揚用）〈福井県産〉」を一般消費者に24パック販売したところ、9月9日（火）午後9時頃、当該あじを購入した消費者からフグらしきものが混入していたとの連絡があった。

・翌9月10日（水）に株式会社魚喜今伊勢店店長がシロサバフグ（推定）の混入を確認したため、自主回収を行うこととした。

3 県民の皆様へお願い

お手元に当該商品がある場合には、**食べずに株式会社魚喜今伊勢店まで連絡**してください。

※本県では、愛知県ふぐ取扱い規制条例に基づき、一般消費者に対し未処理のフグを販売することは禁止されています。

愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和51年3月29日）抜粋

第三条 ふぐは、これを処理したものでなければ、食用として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、ふぐ処理師、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定により営業の許可を受けた魚介類せり売営業者、魚介類販売業者、飲食店営業者（第十条の規定による届出をした者に限る。）その他規則で定める者に対して販売する場合は、この限りでない。

表示（当該商品とは消費期限が異なります）

真あじ・小（唐揚げ用）**福井県**
《天然・生・加熱用》

消費期限 14. 9.13
4801
〔本体価格〕

100g当り(円)

内容量(g)

保存温度10℃以下

199+税
値段(円)

0 227004 001998

ラップ

Fresh Fish
味魚喜

今伊勢店 ☎0586-28-7080
愛知県一宮市今伊勢町本神戸南新田1-1